

## 『警報』および『特別警報』発令時の対応 I『警報』が発令された場合の対応について

### 1. 判断時間等

午前7時、午前9時、午後12時（正午）

気象庁のホームページで確認する。

### 2. 警報発令地域対象

練馬区

### 3. 警報の種類

『大雨』・『暴風』・『洪水』・『大雪』・『暴風雪』に関する警報

### 4. 対応

○午前7時の時点で上記3のいずれかの警報が発令されている場合は、午前10時30分から始業とする。（授業は3時間目から開始）生徒は、安全に留意して登校すること。

○午前9時を過ぎても引き続き、上記3のいずれかの警報が発令されている場合は、午後1時から始業とする。（授業は5時間目から開始）生徒は、安全に留意して登校すること。

○午後12時（正午）を過ぎても引き続き、上記3のいずれかの警報が発令されている場合は、本校ホームページ・本校公式ツイッターにて学校からの指示を確認すること。「なお、練馬区以外に住んでいる生徒は、上記3のいずれかの警報が居住地域に発令されている場合は、自宅にて待機し、解除後に安全に留意し登校する。」

## II『特別警報』が発令された場合の対応について

直ちに、身の安全を確保し、安全な場所に避難する。学校にて発令されたら学校にて待機、安全を確保する。